

町・県民税(個人住民税)の公的年金からの特別徴収について

1. 導入の経緯

以前は、公的年金等の所得に係る町県民税(個人住民税)が課税される多くの方は、市町村から送られる納付書により納付いただいておりますが、公的年金受給者の納税に係る利便性の向上を図ることを目的として、公的年金等の支払いを受けている方の町県民税を公的年金から差し引く制度(特別徴収)が、平成21年10月より始まりました。

なお、この特別徴収(差し引き)制度は、全国一律の制度として導入され、納税方法を変更するだけで、新たな税負担をお願いするものではありません。

2. 特別徴収の対象となる方

課税対象年度の4月1日時点で、公的年金等を受給している65歳以上の方で、町県民税が課税されている方が対象です。そして公的年金等の所得額から計算された町県民税のみが特別徴収の対象となります。したがって、公的年金等以外の所得(給与所得、農業所得など)から計算された町県民税の徴収方法については従来どおりですので、2重課税ではありません。

なお、年金に係る税額を、給与等と併せて会社の特別徴収等で納付することはできません。また、納税義務者の意思で普通徴収を選択することもできません。

※特別徴収開始後、特別徴収税額の変更、年金の支給停止、町外への転出などの理由で特別徴収が中止となることもあり、その場合、残りの税額は普通徴収にて納めていただくことになります。

3. 特別徴収の対象とならない方

- (1)特別徴収対象年金が年額18万円未満である
- (2)特別徴収税額が、特別徴収対象年金の年額を超える
- (3)町外へ転出された

※1月2日から4月1日までに転出された場合、その年の10月の特別徴収から停止されます。

- (4)湧水町における介護保険料の特別徴収対象の被保険者でない

4. 特別徴収の対象となる年金の種類

国民年金・厚生年金・共済年金等が対象となります。なお、2ヶ所以上で受給されている場合は、その受給金額の多少に関わらず、地方税法の定める優先順位により、その1ヶ所が特別徴収の対象となり、公的年金等の所得額から計算された町県民税が特別徴収されます。(介護保険料が特別徴収される年金と同じです。)

ただし、障害年金および遺族年金など非課税の年金は、特別徴収の対象になりません。

5. 徴収の方法【図表によるイメージ】

(1) 新たに特別徴収になる年度

例

年金収入 のみの場合	普通徴収 (納付書や口座振替で納付)		特別徴収 (公的年金からの差し引き)		
	6月(第1期)	8月(第2期)	10月	12月	2月
税 額	年税額の1/4	年税額の1/4	年税額の1/6	年税額の1/6	年税額の1/6
年 税 額 60,000 円	15,000 円	15,000 円	10,000 円	10,000 円	10,000 円

- ◎年度前半は、6月・8月(年税額の「4分の1」ずつ)に普通徴収(個人で納付)により納付します。
- ◎年度後半は、10月・12月・2月(年税額の「6分の1」ずつ)に特別徴収されます。

(2) 引き続き特別徴収の年度

例

年金収入 のみの場合	特別徴収 (公的年金からの差し引き)					
	仮 徴 収			本 徴 収		
	4月	6月	8月	10月	12月	2月
税 額	(前年度分の年税額÷2)÷3			(年税額－仮徴収額)÷3		
年 税 額 63,000 円	10,000 円	10,000 円	10,000 円	11,000 円	11,000 円	11,000 円

- ◎年金支払額や所得控除(医療費控除, 扶養控除等)の適用状況の変化に伴い, 年税額が前年度より大きく変動した場合, 本徴収額と仮徴収額に差が生じることとなっていたため, 仮徴収税額の平準化がされました。
- ◎年税額が仮徴収額より下がった場合は, 後日お返し(還付)いたします。

ご不明な点がございましたら, 下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

湧水町役場 栗野庁舎 住民税務課 住民税係
TEL0995-74-3111 (内線 2141)